

奈良市スクールソーシャルワーカー（SSW）の
ガイドライン（派遣型）

奈良市教育委員会事務局

いじめ防止生徒指導課

令和5年3月

1 はじめに

子どもたちの多様化が進み、様々な困難や課題を抱える児童生徒が増える中、学校教育には、児童生徒の発達や教育的ニーズを踏まえつつ、一人一人の可能性を最大限伸ばしていく教育が求められています。こうした中で、学校における生徒指導は、一人一人が抱える個別の困難や課題に向き合い、「個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達」に資する重要な役割を有しています。

また、いじめや暴力行為等児童生徒の問題行動、不登校、児童虐待など生徒指導上の課題が深刻になる中、全ての児童生徒に対して、学校が安心して楽しく通える魅力ある環境となるよう学校関係者が一丸となって取り組まなければなりません。その際、事案に応じて、学校だけでなく、家庭や専門性のある関係機関、地域などの協力を得ながら、児童生徒の成長・発達に向け包括的に支援していくことが必要です。

そこで、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーⁱ（以下SSW）の役割に大きな期待が寄せられています。SSWは、福祉の専門性を有する者として、学校においてソーシャルワークを行う専門家です。また、スクールソーシャルワークとは、児童生徒の最善の利益を考慮しながら児童生徒のニーズを把握し、児童生徒の修学支援、健全育成、自己実現を図るため、児童生徒及び保護者への支援、学校組織等への支援を行うことをいいます。

奈良市では、いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育委員会にSSWを配置し、学校と協働することで、児童生徒が抱える根本的な問題を見立て、児童生徒がよりよい生活を送ることができるよう、全ての児童生徒並びに学校を支援するとともに、学校における教育相談体制の整備、充実を図っていきたいと考えています。

2 SSWの主な業務について

SSWは、児童生徒が抱えるさまざまな課題の背景を探り、福祉の視点から見立て、学校の教職員に助言を行う専門職です。問題の要因を表面的に判断するのではなく、「子どもがなぜそのような行動をとるのか」「子どもは何に困っているのか」等、児童生徒が抱える本質的な課題を学校の教職員と一緒に見立てていきます。

奈良市では、対象の児童生徒や保護者に対して直接支援ⁱⁱを行うのではなく原則間接支援ⁱⁱⁱを行います。

学校長の要請を基に市教育委員会が判断し、SSWを派遣します。主な業務は以下の通りです。

(1) アセスメント（情報収集と見立て）

- S S Wの活動の特徴の一つは、情報を重視することである。以下の方法で、問題を抱える児童生徒の学校生活、家庭環境、発達・心理・疾病状況など生活全般に関わる様々な情報を教職員と共に収集し、問題の背景や原因を見立てる。

情報収集の方法

- ・ 学校が作成したアセスメントシート^{iv}の活用
 - ※アセスメントシートは、別紙1参照
- ・ 教職員からの聞き取り
- ・ 指導要録等校内文書の資料の閲覧 など

(2) 校内ケース会議^vへの出席とプランニング^{vi}

- 校内ケース会議に出席し、学級担任や養護教諭及びS C等の関係者から提供される情報を基に、児童生徒の抱える問題の背景へのアプローチや関係機関との連携等の支援策について福祉的な視点から立案し、助言を行う。とりわけS S Wは学校としてできる当該児童生徒に対する支援策について助言を行う。

※会議の進行や記録などの役割は、学校の教職員が担ってください。

- いじめ防止対策推進法第22条で規定されている「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（＝いじめに特化した校内委員会）に学校長の要請を基に必要に応じ出席する。その際、いじめ事案への対応や関係する児童生徒の課題について見立てるとともに、状況に応じて福祉的な視点から支援策等について提案する。

(3) 研修

- 学校長の要請に基づき「児童虐待」「ケース会議の進め方」「アセスメントの方法」「児童福祉の制度」などのテーマで研修を行い、教職員等の知識やスキルの向上を図る。

(4) 記録

- 対応したケースの概要について記録するとともに、担当指導主事等に情報を共有する。

(5) 他機関との連携

- 他機関に関する情報提供
 - ・ 他機関における支援の流れや手続き、児童生徒への支援に関する法律や制度についての情報等を学校や市教育委員会に提供する。

○他機関との連絡調整

- ・学校からの情報については、担当指導主事に共有したうえ、必要に応じて他機関と共有を行う。また他機関から提供された情報についても、指導主事と共有のうえ、必要に応じて学校に共有する。

(6)スーパービジョン（以下SVとする）について

- SSWは、自らの活動の質を高めるため、市教育委員会が依頼したスーパーバイザーからSVを受ける。また、緊急のケース対応等に際しては、臨時にSVを受ける場合もある。

【対象となる児童生徒の状況例】

- ・いじめ、非行、暴力行為など、加害行為が目立つ
- ・学校生活の様子が気になる（落ち着かない、授業に参加できない、集団で行動できない、保健室に行きたがる、忘れ物が多い等）
- ・子どもの養育状況（虐待の疑いも含む）や家庭環境（地域的孤立・経済状況等）が気になる

3 SSWを派遣するにあたって

SSWの派遣要請は原則学校長が行ってください。派遣に際しては、以下の点に留意してください。

(1) 連携の窓口となる教職員について

SSWと学校が連携する際に、学校側の窓口となる教職員については、校内の情報を集約しやすく、迅速に市教育委員会と情報共有が可能な立場の者に一本化するように努める。

主な役割

- 解決すべき問題や課題のある事例の情報を収集し、SSWに共有する。
- 校内ケース会議の日程を調整し、参加者を集約する。（課題に応じて必要な参加者を決定する。）

(2)アセスメントシートの利活用について

- アセスメントシートは、児童生徒の支援活動における必要不可欠なツールであり、支援対象の児童生徒ごとに作成する。
- アセスメントシートの記入は、原則教職員が行う。

※教職員が不慣れな場合等においては、SSWと一緒に作成することもあります。

(3)校内ケース会議について

○解決すべき問題や課題のある事例について、SSWを派遣して開催する校内ケース会議等については、効果的なものとなるように次のことを行うよう努める。

- ・情報が可視化できるよう、その時点で分かる範囲でアセスメントシートを作成しておく。
- ・時間内に会議が終了するよう、参加者全員が議事進行に協力する。
- ・ケース会議の規模や参加者については、当該ケースに基づき各校で判断する。

※ケース会議の進め方については、別紙2参照

(4)個人情報の保護等に配慮した情報の取扱いについて

- 各校において作成したアセスメントシートや資料の保管については、各校の管理職の責任のもと、施錠できるロッカー等に厳重に保管する。
- SSWに提出されたのち、各校とのケース会議等で使用したアセスメントシートについては、市教育委員会で適切に保管する。
- ケース会議などで使用した個人情報資料については、保存用資料を除き、会議後に回収し、秘密書類として適切に廃棄する。

(5)その他

- 市教育委員会は、SSWの活動に関し、SSW及び各校に対し必要な指導助言を行う。

ⁱ SSWは、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に注目し、問題の解決を図る福祉の専門家であり、SCIは、心理療法や心理検査等を通して、児童生徒本人の抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門家である。

ⁱⁱ 直接支援とは、SSWが面接や家庭訪問を行ったり、自ら関係機関等とつなぐ等の児童生徒や家庭を支援したりするものである。

ⁱⁱⁱ 間接支援とは、児童生徒や家庭が課題解決していけるよう、学校に対し、支援体制づくりや専門的な助言、関係機関等との連携の仲介をするものである。

^{iv} 奈良市教育委員会事務局いじめ防止生徒指導課が作成したシートで、本ガイドラインと共に各校に送付している。対応する児童生徒ごとに作成することで、児童生徒の強みや抱えている課題を

客観的に見立てることが可能になる。

v 「ケース会議」とは、目の前にいる支援を必要としている児童生徒の事例に対し、支援方針とチームとしての役割分担を決定するための「会議」である。担任一人ではできないことも、学校にいる教職員や関係機関がチームを組み、役割分担をすることで、支援の幅や可能性が広がる。本ガイドラインにおける「ケース会議」は、関係者全員を集めて行うものから、関係教職員の内、数名を集めて行うような、情報共有等も指している。

vi アセスメントで見立てられた本質的な課題に対して目標を設定し、実行可能な具体的な取組を計画することである。校内ケース会議等でプランニングを行うことにより、教員の抱え込みを防ぎ、管理職を中心に学校全体がチームとして児童生徒を支援することが可能になる。